

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第四十五条の八関係）</p> <p>一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 四―アニリノ――フェネチルピペリジンとして五十%を超えて含有する物</p> <p>ニ スカ （略）</p> <p>ヨ 一―フェネチルピペリジン―四―オンとして五十%を超えて含有する物</p> <p>タ スネ （略）</p>	<p>別表第三（第四十五条の八関係）</p> <p>一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ アセトンを超えて含有する物</p> <p>（新設）</p> <p>ハ アントラニル酸として五十%を超えて含有する物</p> <p>ニ スカ （略）</p> <p>ワ ピペロナルを超えて含有する物</p> <p>（新設）</p> <p>カ メチルエチルケトンを超えて含有する物</p> <p>ヨ ス （略）</p>